

日本感染症対策協会認定マーク事業基本綱領

(目的)

第1条 一般社団法人日本感染症対策協会（以下「協会」という。）の認定マーク事業は、感染症対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる製品及びサービスに協会認定マークを付すことにより、製品及びサービスの感染症対策的側面に関する情報等を広く社会に提供し、適切な製品及びサービスの普及を推進することで、消費者及び事業者を含めた感染症対策全体の発展を支援することを目的とする。

2. 本綱領は、認定マーク事業の運営等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 協会認定マークとは、感染対策の発展や向上のために開発された製品またはサービスが、感染対策効果が第三者機関によって証明されていることを、協会によって認められた場合に、該当の製品またはサービスに付与されるマークです。

(協会認定マーク申請条件)

第3条 認定マークの取得申請をするためには、申請事業者（取扱事業者）及び申請対象となる製品またはサービスが、以下に定める条件を満たしていることを要するものとする。

- (1) 対象となる製品・サービスの各業界団体の基準を満たし、感染症対策の発展と向上のために開発されたものであること。
- (2) 対象となる製品・サービスの安全性について、当該製品・サービスの製品類型に定められた認定基準（自主基準）を満たしていること。
- (3) 対象となる製品・サービスの申請事業者が、属する業界の関連諸法規、条例、政令を遵守していること。
- (4) 対象となる製品・サービスが、申請事業者の属する業界の関連諸法規、基準、規格などに合致していること。
- (5) 対象となる製品・サービスが抗ウイルス・抗菌等の感染対策面での日本国内における第三者機関のエビデンスを取得しており、当該エビデンスの原本（コピー）の提出が可能であること。
- (6) 対象となる製品・サービスが取得している抗ウイルス・抗菌等の感染対策面でのエビデンスが海外の第三者機関によるものみの場合は、2箇所以上の公的機関によってエビデンスを取得しており、原本（コピー）及び翻訳版、その説明資料の提出が可能であること。
- (7) 対象となる製品・サービスが取得しているエビデンスが、消費者が実際に製品・サービスを利用する状況下でも同様の結果をもたらすことを証明する内容であること。
- (8) 対象となる製品・サービスの協会認定マーク申請者が、当該製品・サービスのメーカーであること。販売会社による申請は認められない。但し、OEMの場合は、メーカーによる委任状の提出が可能であれば申請・認定を可能とする。
- (9) 対象となる製品・サービスの広告・宣伝・販売方法が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）や不当景品類及び不当表示防止法（景表法）をはじめとする各種法律を遵守した内容であること。

- (10) 申請事業者が、協会の「認定マーク会員」であること。または、認定マーク取得時に非会員である場合は、取得後に認定マーク会員としての入会手続きすることを前提としていること。

(協会認定マーク付与条件)

第4条 協会が、対象となる製品・サービスについて協会認定マークを付すためには、申請事業者（取扱事業者）及び当該製品・サービスが以下に定める条件を満たしていることを要するものとする。

- (1) 対象となる製品・サービスが抗ウイルス・抗菌等の感染対策面での日本国内における第三者機関のエビデンスを取得していること。
- (2) 対象となる製品・サービスが取得している抗ウイルス・抗菌等の感染対策面でのエビデンスが海外の第三者機関によるものみの場合は、2箇所以上の公的機関によってエビデンスを取得していること。
- (3) 対象となる製品・サービスが取得しているエビデンスが、消費者が実際に製品・サービスを利用する状況下でも同様の結果をもたらすことを証明する内容であること。
- (4) 対象となる製品・サービスの販売時のカタログ・広告・宣伝等の内容と、エビデンスに齟齬がないこと。

(認定・保証内容)

第5条 協会が審査によって認定・保証する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象となる製品・サービスが、抗ウイルス・抗菌等の感染対策面での効果について第三者機関でエビデンスを取得していること
- (2) エビデンスが、申請対象の製品またはサービスの実際の使用状況に即した効果を証明するものであること
- (3) 申請対象の製品またはサービスの感染対策効果として公式サイト上の製品またはサービスページや公式カタログで標榜している内容と、エビデンスに齟齬がないこと。
但し、協会が審査で確認、認定するのは審査時点の公式サイトや公式カタログとし、広告その他、申請事業者および製品・サービス販売会社が展開するすべての製品・サービス紹介や広告等の内容を保証するものではない。

(申請から協会認定マーク使用までの流れ)

第6条 協会認定マーク取得審査申請から、使用開始までの工程は下記とする。

- (1) 協会への「認定マーク会員 入会申込書」「協会認定マーク取得審査申込書」及びエビデンスを含む必要書類の提出
- (2) 協会による提出書類の確認・事務局にて申請書類の確認
- (3) 審査面談（オンライン含む）
- (4) 協会による協会認定マーク付与審査
- (5) 審査結果の通知（以下は認定の場合のみ）
- (6) 協会認定マーク取得通知書の送付、協会認定マーク使用開始のためのお手続き案内、協会認定マークデータの送付
- (7) 認定日の翌月1日より協会認定マークの使用開始可能
- (8) 認定事業者：認定マーク会員入会金、協会認定マーク使用料のお支払い

※協会からの請求書送付の翌々月末までに支払いをすること。支払いが確認できない場合、認定取り消しとなるため、すみやかに協会認定マークデータの返還又は協会の指示

のもと廃棄すること

(9) 認定会員証明書の送付

(申請書類)

第7条 協会認定マークの取得を希望する事業者は、下記の書類を協会に提出しなければならない。但し、過去に製品・サービスの協会認定マークを付与され、認定マーク会員となっている事業者については、(1)は省略することができる。

(1) 一般社団法人日本感染症対策協会 認定マーク会員入会申込書

必要事項を記載のうえ、社判もしくは代表者印（商業・法人登記している場合は、個人印ではなく法務局に印鑑登録している代表社印を使用）押印のうえ提出すること。

(2) 協会認定マーク取得審査申込書

(3) 各種エビデンス資料

審査対象となる製品・サービスに関する日本国内の第三者機関のエビデンス資料を提出すること。エビデンス資料には、少なくとも1つは抗ウイルス・抗菌などの感染対策に関するエビデンスを含むものとし、あわせて安全性に関するエビデンスを提出すること。エビデンスが海外の第三者機関によるものであった場合は、2箇所以上の公的機関によるエビデンスの提出が必要になるとともに、翻訳版・説明資料も必須とする。

(4) 審査対象となる製品・サービスの紹介資料。ホームページURLのみの申請ではなく、カタログ、PDFなど、紙媒体もしくはデータ化された資料の提出もあわせて行うこととする。

(認定審査)

第8条 協会は、提出された各種エビデンス資料、紹介資料、ホームページを確認するとともに、申請事業者との面談（オンライン含む）を行ったうえで、協会認定マーク付与に関する適正審査を行う。

2. 認定審査のため訪問・宿泊等が発生した場合、協会は事業者に対して交通費、宿泊費等を請求することができる。

3. 協会は、次のいずれかに該当する場合は、認定審査を打ち切ることができる。

(1) 申請内容に虚偽があった場合

(2) 協会が求める認定審査に必要なエビデンス、製品・サービス資料が、申請から3か月を過ぎても提出できない場合

(3) 申請事業者の帰すべき事由により審査の続行が困難になった場合

4. 認定審査は、審査に必要な書類の提出、面談を終えてから2週間を目安に行う。但し、提出書類に不足や不備があった場合、追加確認の必要性が発生した場合はこの限りではない。

(審査結果の通知)

第9条 協会は、協会認定マーク付与に関する適正審査に基づき、協会認定マーク付与（認定）又は協会認定マーク付与見送り（否認）の決定を書面にて通知する。

2. 協会認定マーク付与見送り（否認）の決定を通知する際には、その理由を付して行う。

(入会)

第10条 協会認定マークを取得した事業者は、「認定マーク会員」として、協会への入会手続きを行うこととする。但し認定会員資格は、1業者1資格であるため、すでに別の製品・サービスで認定マークを取得した際に「認定マーク会員」となっている場合は、重

ねての入会手続き及び入会金の支払いは不要とする。

2. 入会に際し、認定マーク使用料とは別に認定マーク会員入会金の支払いが必要となる。
3. 認定マーク会員の入会日は、認定マーク取得日の翌月1日とする。すでに別の製品・サービスで協会認定マークを取得し、認定マーク会員となっている場合には、初回入会日が有効となる。
4. 認定マーク会員となった事業者には、会員番号が付与される。
5. 「認定マーク会員」以外の協会会員種別として入会をする際には、種別ごとの規約に則り、別途手続きを行うこととする。

(有効期限)

第11条 協会認定マーク付与審査において認定された製品・サービスは、既定の手続きに則って認定マーク会員入会金・認定マーク使用料を支払うことを前提に、認定日の翌月1日より1年間、協会認定マークを使用することができるものとする。なお、有効期限前に協会より発行される請求書により、認定マーク使用料を支払うことで有効期限を1年間延長することができる。

2. 認定マーク会員入会金及び認定マーク使用料については、一括で支払うものとする。なお認定マークの使用に際しては、認定マーク会員入会金及び認定マーク使用料の両方が支払われていることを前提とする。
3. 協会認定マークの利用更新を希望する場合は、協会から送付される協会認定マーク更新案内に則って、協会認定マーク使用料を支払うことで、1年間延長されるものとする。

(協会認定マークの使用範囲)

第12条 協会認定マークを取得した製品・サービスは、下記の範囲で協会認定マークを表示できる。

- (1) 製品・サービス本体及びパッケージ、ラベル
 - (2) 製品・サービスのカタログ・パンフレット
 - (3) 製品・サービスの取扱説明書
 - (4) 製品・サービスの技術資料、営業資料
 - (5) 製品・サービスの宣伝・広告（紙媒体、映像、インターネット）等
 - (6) 協会認定マーク取得の事業者媒体
2. 但し、協会認定マークは、協会認定マークを取得した製品・サービスのみを使用するものであるため、認定事業者自体又はその他の製品・サービスが協会認定マークを取得しているという誤解を招くような方法で表示してはならない。

(協会認定マークの表示方法)

第13条 認定事業者は、「日本感染症対策協会 協会認定マーク使用規定」に則って、協会認定マークを使用しなくてはならない。

(返還及び廃棄)

第14条 認定事業者でなくなった場合、または該当製品・サービスが協会認定マーク使用条件から外れた場合は、ただちに協会認定マークの使用を中止し、当協会から受領した協会認定マークロゴデータ一式をすみやかに返還または、当協会の指示のもと廃棄するものとする。

但し、すみやかな使用停止については、インターネット、SNS等のみとし、カタログ

グ・パッケージ、製品への添付等、有効期間中に作成した紙媒体・製品への表示などについては、改定・次回作成の際に使用を中止すればよいものとする。

(照会・報告)

第15条 協会は、認定事業者に対して、協会認定マークの使用状況の照会及び報告を求めることができるものとする。

2. 認定事業者は、協会認定マークを使用した製品・サービスについて、安全性の見直し、リコールなどのトラブルなどが起きた場合は、協会に対し、すみやかに被害の状況及び原因並びに対策等についての調査検討の結果を報告するものとする。

3. 認定事業者は、対象製品・サービスの性能に影響を及ぼす仕様変更がある場合は、協会に対しすみやかに報告をするものとする。なお性能に影響を及ぼす仕様変更があった場合は、再審査が必要になる場合がある。

(認定の取り消し)

第16条 協会は、協会認定マークが付されている製品・サービスについて、以下の事項に該当する場合には、対象製品・サービスの認定を取り消すことができる。

(1) 協会が協会認定マークとして承認するに相応しくないと判断し、理事会で決議を経た場合

(2) 対象製品・サービスの安全性や効果等について、誇大広告、法令違反、申請虚偽がなされていることが認められた場合

(3) 対象製品・サービスに起因する重大な事故が発生した場合

(4) 対象製品・サービスに係るトラブル等により、協会の名誉を毀損し、またはそのおそれがある場合

(5) 対象製品・サービスの取扱事業者が第12条の照会・報告を怠った場合

(6) 対象製品・サービスの取扱事業者が協会を退会した場合

(7) 対象製品・サービスの協会認定マーク有効期限の更新を行わなかった場合

(8) 認定要件として認められた内容を変更（仕様変更など）し、すみやかに協会に報告しなかった場合

2. 対象製品の安全性や効果の誇大広告、法令違反、申請虚偽、あるいは対象製品・サービスに起因する事故やトラブルがあった場合には、協会は一切の責任をとらず、対象製品・サービスの取扱事業者が自己の責任と負担において一切を解決するものとする。

3. 対象製品・サービスの取扱事業者が協会の名誉を毀損し、あるいはそのおそれがある場合、協会は対象製品・サービスの取扱事業者に対し損害賠償を請求できるものとする。

4. 対象製品・サービスの取扱事業者は、協会認定マークの承認が取り消された場合には、6か月以内に認定表示の入った製品・サービスの回収に努めなければならない。

5. 協会認定マークの承認を取り消された事業者が当該認定の取消しにより損害を被った場合であっても、協会は、当該事業者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(費用について)

第17条 協会認定マークは、審査で認定を受けたのち、既定の入会金、協会認定マーク使用料を支払うことで使用が可能となる。

2. 協会認定マークに関わる費用は、下記の通り規定する。

- (1) 入会金及び協会認定マーク使用料の金額は、理事会でこれを定める。
- (2) 入会金、協会認定マーク使用料は、請求を受けた日の翌々月末までに1年分を一括で支払うものとする。
- (3) 入会金及び協会認定マーク使用料は、申込みプランによって下記のとおり定める。
但し、入会金は1事業者ごととなるため、すでに別の製品・サービスで認定マークを取得し、入会金を振込み済みの事業者については、これを免除されることとする。

	基本プラン	多展開プラン
入会金	10万円	10万円
認定マーク使用料 (1年間)	10万円	20万円
プラン概要	・1製品または1サービスに対して1認定マークを取得・利用するプラン (※1)。	・フィルターや技術 (デバイス)、素材などに対して1認定を取得し、それを使った複数の製品で認定マークを利用するプラン (※2)

※1：基本プランは、同一会社、同一製品名であれば1製品・1サービスと見なします。

効果に変化のないことが証明できる場合、サイズ違いや色違いは同一と見なします。

例)

- ・中身が同じで、容量のみが異なる場合 (例：抗ウイルス・抗菌スプレーの100mlボトル、500mlボトル等)

※2：多展開プランは、同一の会社の製品・サービスであることを前提とし、下記のような場合にご利用いただけます。

例)

- ・抗ウイルスフィルター等で認定を取得し、同一のものが使われる空気清浄機すべて
- ・抗菌プラスチックなどの素材で認定を取得し、同一素材が使われている製品すべて
- ・技術 (デバイスなど) で認定を取得し、同一の技術が利用されている電気製品すべて
- ・抗ウイルス剤などで認定を取得し、同一のものを利用した製品すべて
- ・抗ウイルスの布などで認定を取得し、その布を利用した衣類すべて

※資本関係のない会社のOEM製品の場合は、別途申請と取得が必要となります。

- (4) 納められた入会金及び協会認定マーク使用料については、理由の如何に問わずこれを返却しない。
- (5) 入会金は、協会の諸事業を遂行する経費にあてる。
- (6) 認定マーク会員は、認定マーク使用料 10 万円(税別)を所定の期日までに協会に支払うことで、2年目以降も認定資格を更新できるものとする。
- (7) 一度認定を受けた製品・サービスについては、認定を取り消された場合、もしくは、仕様変更により認定要件に関わる変更であると判断された場合を除き、再審査を要しない。また、仕様変更における再審査には費用を要しない。

3. 1年目の支払いは、協会の請求書発行日の翌々月末までに協会指定の口座に申請事業者が振込手数料負担にて支払うものとする（請求書発行は基本的に認定月に行う）。
4. 2年目以降の更新を希望する場合は、有効期限の2か月前に届く協会からの案内に則って、期限までに認定マーク会員年会費、協会認定マーク使用料を支払うものとする。

（秘密情報）

第18条 本綱領において秘密情報とは、協会が認定審査を行うにあたり、申請事業者が書面、電磁的記録媒体を問わず開示された技術上、営業上及び業務上の一切の情報をいう。なお、口頭、視覚的手段又は電子メールにより開示される秘密情報については、開示の際に開示者から被開示者に秘密である旨を伝達し、かつ、開示後 14 日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供することにより、秘密情報とみなされるものとする。

2.但し、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 秘密情報を開示された時点で既に公知であった情報
- (2) 秘密情報を開示された後に公知となった情報
- (3) 秘密情報を開示された時点で既に保有している情報
- (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得た情報

3.協会は、認定審査を実施するために必要な範囲を超えて秘密情報を利用しない。

（秘密保持）

第19条 協会は、秘密情報を第三者に開示、漏洩せず、秘密に保持するとともに、協会認定マーク事業の目的以外に使用しないものとする。

2.協会は、法令等に基づき開示義務を負っている場合、又は官公庁・裁判所等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合は、前項にかかわらず秘密情報を開示することができる。但し、その場合も開示する範囲を必要最小限の範囲にとどめるものとする。

3.第2項により、協会が秘密情報を開示した場合、すみやかにその旨を申請事業者に通知するものとする。

（見直し）

第20条 協会は、協会認定マーク事業の運営等の改善のため、適宜、見直しを行うものとする。本綱領は、効力発生時期を定め、予めインターネット等により周知することで、変更される

場合があり、この場合、変更後の綱領が適用されるものとする。

制定 2020年12月1日

改定 2023年9月1日